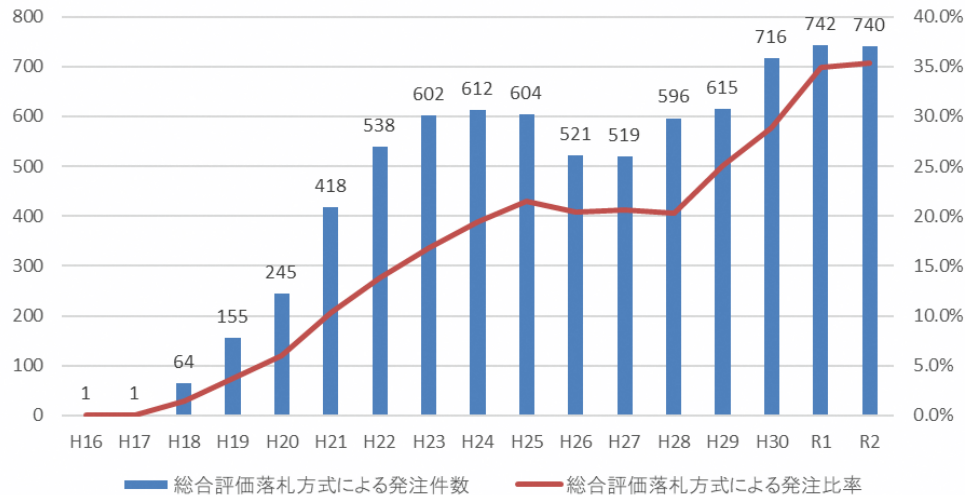


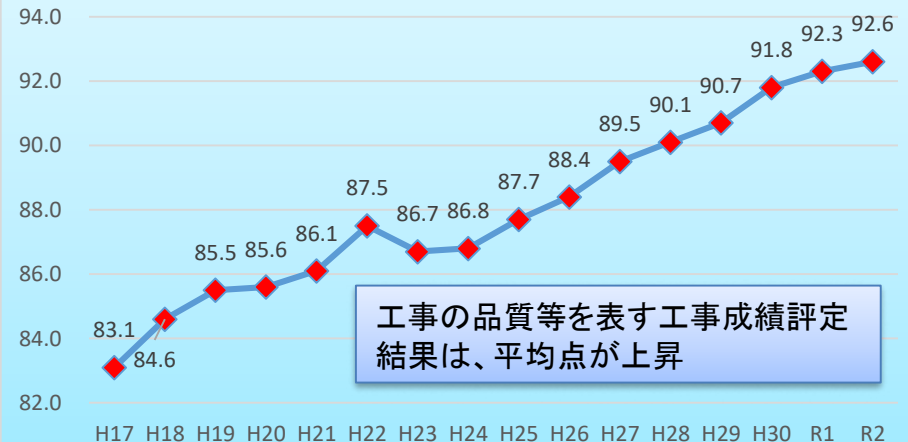
3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

項目	取組の方向性	取組状況等	R3年度以降 新規・拡充の取組
(1)競争入札参加資格者の技術提案を求める方式(総合評価落札方式)	ア工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定 ・高度技術提案型、標準型、簡易型 ・オーバースペックは優位に評価しない ・評価方法内容の公表	○総合評価落札方式の試行(H16～) ・H22から発注標準Aクラス以上の工事で原則実施 ・受発注者双方の負担軽減となる簡易型を中心に実施 ・R2:建設管理部で740件実施	○総合評価落札方式ガイドラインの改定(R3) ・建設管理部工事有料企業表彰の新設 ・「地域建設業経営環境評価」のランク、評定点の変更
	イ競争入札参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等 ・工事施行成績、配置予定技術者の資格、地域貢献度、若年技術者等の登用も考慮 ・学識経験者の意見聴取	○総合評価落札方式の活用・改善等に関する検討会(H27～H28) ・学識経験者による意見聴取の場 ・評価項目等の検討を実施 ○評価点事後審査方式の試行(H29～継続)	

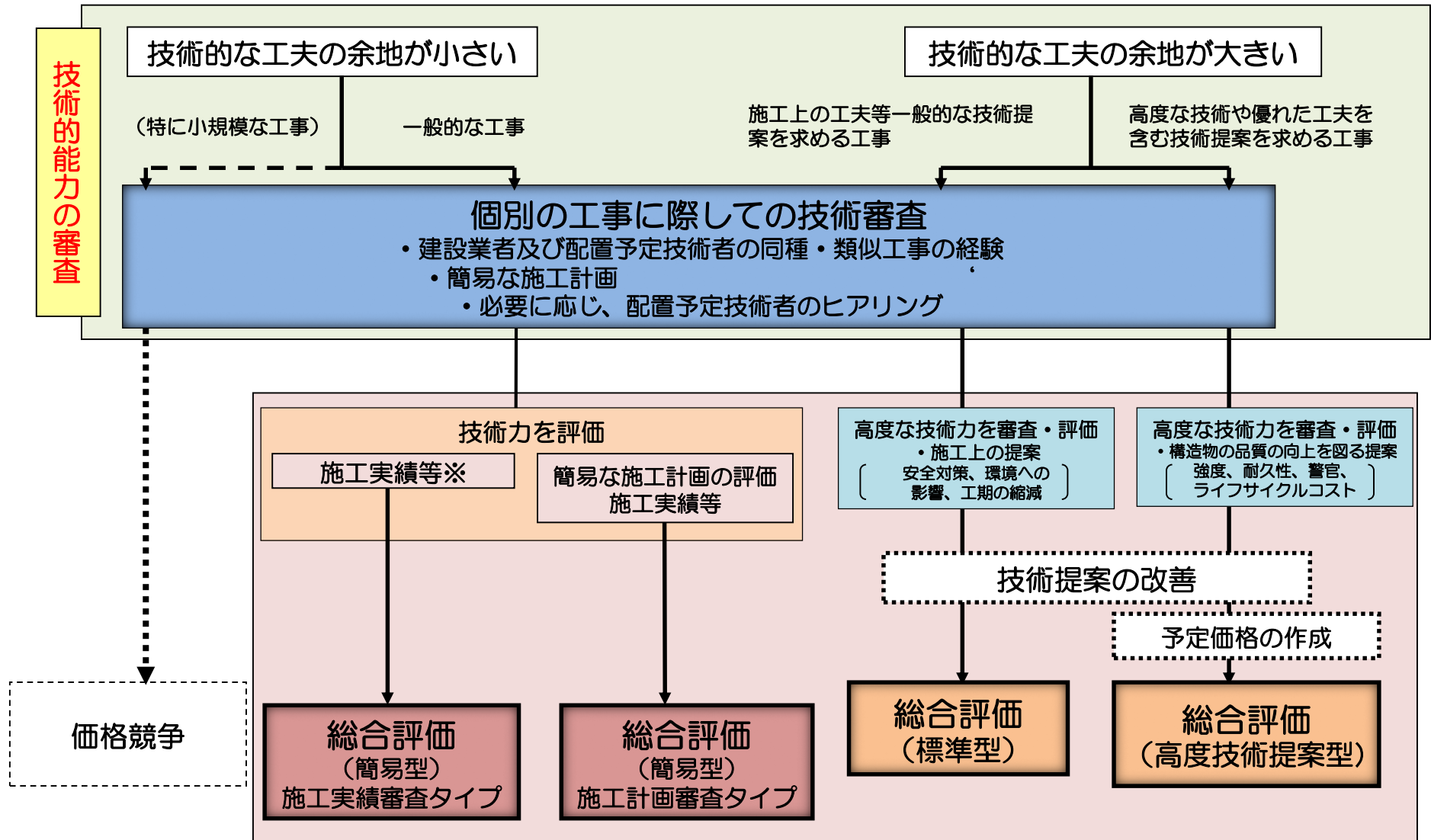
建設管理部における総合評価落札方式による発注件数の推移



工事成績評定の平均点の推移



北海道における総合評価落札方式の分類



3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

項目	取組の方向性	取組状況等	R3以降新規
(2)契約方式の選択	ア事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式 (ア)施工を単独で発注する方式・・・基本 (イ)詳細設計付工事発注方式・・・検討 (ウ)維持管理付工事発注方式・・・検討 (エ)設計・施工一括発注方式・・・必要に応じて検討可 (オ)ECI方式・・・必要に応じて検討可	○多様な入札契約方式の検討 －(ア)施工単独発注を基本として実施 過去の実績は、 (イ)詳細設計付工事発注方式を過去2回 河川トンネル工事において活用 (ウ)～(オ)は採用実績なし	
	イ地域における社会資本の維持管理に資する契約方式 (ア)包括発注方式の活用 (イ)複数年契約方式の検討	○H28から全建設管理部で 道路パトロール・維持管理＋河川パトロール・維持管理 を一括契約 ○H26から冬除雪と春除雪の一括契約方式を開始	
	ウ発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式 ※大規模災害等で迅速に対応する必要がある場合等 (ア)CM方式 (イ)事業促進PPP方式	○その他の方式 －国の動向について情報収集	
(3)競争入札参加者の設定方法の選択	ア一般競争入札:1千万以上は原則採用 イ指名競争入札:災害など緊急を要する、発注時期に制約のある工事など一般競争入札により難しい場合 ウ随意契約:緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合等	○これまで同様、適切に実施	
(4)落札者の選定方法の選択	価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、選択 ア 価格競争方式 イ 総合評価落札方式	○発注標準Aクラス以上の工事は 原則、総合評価落札方式	
(5)支払い方法の選択	ア 総価請負契約方式 イ 単価・数量精算方式 ウ 総価契約単価合意方式	○支払い方法の選択 －現在は、工事においては、ア総価請負契約方式 －維持管理業務においては、イ単価・数量精算方式を採用	

4 工事の監督・検査等の充実・強化

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R3年度以降の取組
(1)監督・検査・工事成績評定の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の適切な監督の実施 ・検査の適切な実施 ・成績評定要領・技術基準の見直し ・評価項目・方法の標準化の推進 ・検査における改善事項の書面通知 ・重点監督の実施 ・評定技術の向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者による自己評定の導入(H18～) ・必要に応じ、適宜見直し ・国に準じた評価の実施／評定点の差が課題 ・工事施工成績評定の「評価の視点」を改定(R2.3) ・中堅職員研修、新任出張所長等に対する研修会実施 	
(2)工事成績評定等に関する資料のデータベース化	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースの整備、登録、更新 ・発注者間でのデータの共有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、他発注機関へのデータ提供を実施 	
(3)現場の施行体制等の適切な確認	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の施行体制等の適切な確認 ・一括下請負など建設業許可行政庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行体制台帳の活用(200万以上の工事 H18～) ・下請状況等調査の実施 H30:160件、R1:158件、R2:160件 	
(4)受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・三者検討会の活用 ・ワンデーレスポンスの試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆けH14～16試行 H17から本格実施 ・H27から試行開始 H28 7,000万円以上の工事 H29 3,500万円以上の工事へ拡大 	
(5)完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・国における舗装工事の取組状況等を踏まえた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 	

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ⑦

5 設計・調査における品質確保の推進

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R3年度以降の取組
(1)発注関係事務の適切な実施等	<ul style="list-style-type: none"> ア適正な予定価格の設定等 ・最新の技術者単価、適正な歩掛の適用等適正な予定価格の設定 ・必要な業務の条件を明示した仕様書等の作成、受発注者間での設計条件等の確認 ・適切な仕様書等の変更、業務委託料・履行期間の変更 ・ワンデーレスポンスの試行 ・指示、承諾、協議等の適切な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、国に準じた技術者単価・歩掛等の見直し ・詳細設計照査要領(H17.10～) ・設計条件打ち合わせ簿(H20.3～) ・設計変更の手引き(測量調査設計業務編)(H19.3～) ・委託中間打ち合わせの実施(H17.11～) ・ワンデーレスポンスの試行(H26～) ・「赤黄チェック」の実施(H28.10～) ・委託業務円滑化ガイドライン(H29.3策定) <ul style="list-style-type: none"> ①設計変更事例集(新規) ②条件明示チェックリスト(新規) ③設計図書等作成要領、④設計条件打合せ簿 ⑤詳細設計照査要領、⑥工程表(業務計画書) ・合同現地踏査の試行(R1.5～) ・工事発注前三者検討会(R2.6～) 	
(2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他多様な方法の中から適切な方法を選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式 路面下空洞調査、積算資料作成業務で実施 ・プロポーザル方式 道営住宅の基本設計等で実施 	
(3)競争入札参加者の技術的能力の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資格等の仕様書への位置づけ ・業務実績、業務成績、企業や技術者の技術力等の適切な審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の性格等に応じて、保有資格を仕様書に明示【現場技術業務】土木学会の土木技術者や全日本建設技術協会の品質確保技術者等を追加(H29.4～) 	
(4)委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の適切な実施 ・履行過程、成果を的確に評価した成績評定の実施 ・成績評定・要領等の標準化の推進 ・成績評定のデータベース整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の受託者自己評価の試行(H23.2～) ・要領等の適宜見直し 	

■工事発注前三者検討会

- ・[定義] **工事発注前**に、**現場施工プロセスを反映した質の高い設計や施工**を目指すため、**設計者・施工者・発注者**が協働し、
計画・設計・施工の技術的知識の相互交換する取組
- ・[設立背景] 現場と設計の乖離による入札不調や工事一時中止の抑制
- ・[対象業務] **重要構造物**や**複雑な仮設工**を含む**詳細設計・調査等業務**
- ・[開催方法] 対象業務のうち、発注者が必要性を判断した業務で実施
- ・[参加者] **【発注者】** 担当員、主任担当員、出張所長や事業課主幹等
【施工者】 各地方建設業協会から推薦された土木委員等
【設計者】 当該現場に係る詳細設計・調査等受託会社の
管理技術者、担当技術者等



●具体的対応●

- <入札前> 設計図書の特記仕様書に対象業務の旨を記載
発注者は、設計者及び施工者の会議参加費を積算で計上
- <契約後> 発注者(出張所等)と設計者で日程調整し、
発注者(設計積算管理委員会)が施工者(各地方建設業協会等)と、
日程調整した上で、会議開催
会議開催後、設計者は協議簿作成し、会議資料は入札閲覧室で公開



- ・試行中は**アンケートを実施し、会議手法の課題を抽出して改善を進める。**

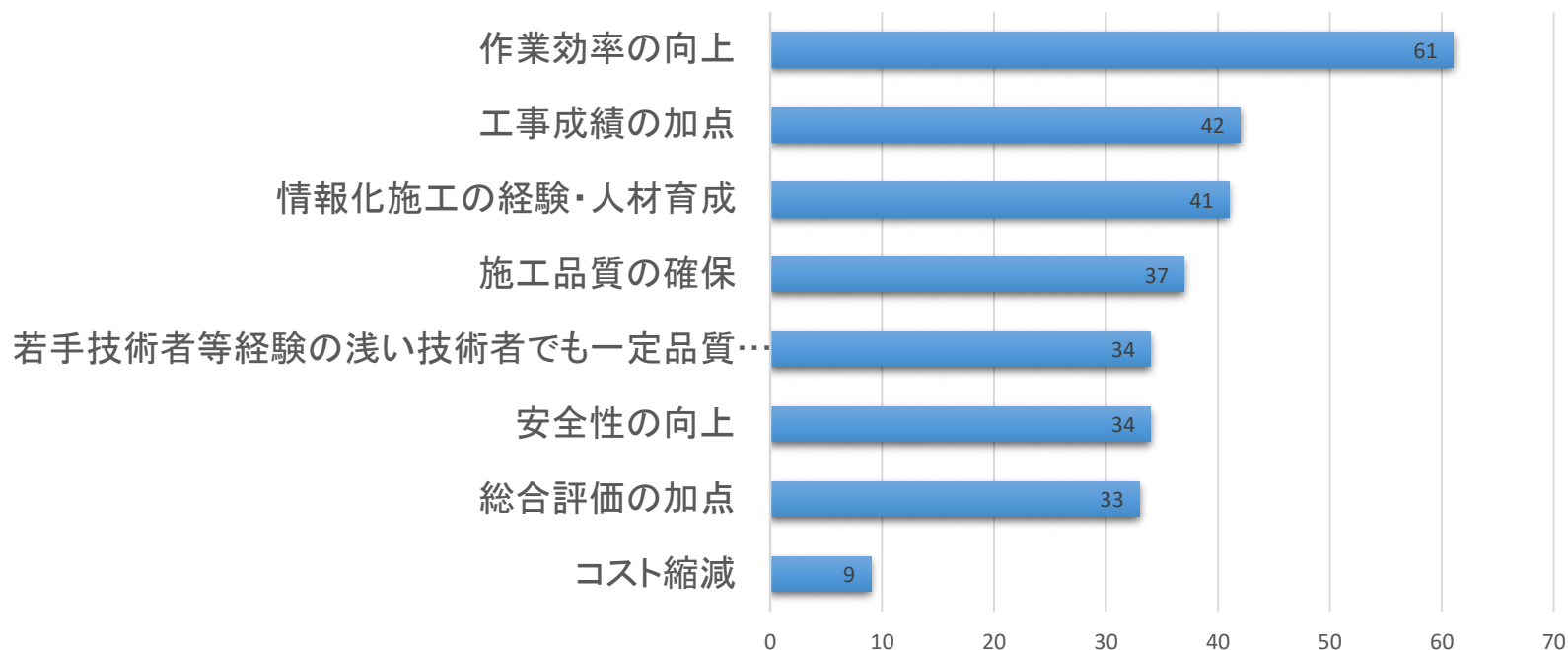
6 担い手の育成・確保の取組

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R3年度以降 新規・拡充の取組
(1)技術と経営に優れた企業づくりの推進	建設産業支援プランに基づく各種施策の推進 ・中小企業診断士等による指導・助言 ・生産性の向上を目的とする新技術等の開発促進 ・情報化施工の普及促進 ・企業における担い手の育成・確保の取組促進 ・建設業団体、関係行政機関等の連携強化などを図るための協議会の設置・効果的な取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業サポートセンターにおける中小企業診断士等による専門相談の実施 ○建設業担い手対策支援事業補助金 <入職・定着促進、生産性向上への取組支援> ・技術・技能習得 (新入社員合同研修、若手技術者基礎研修、資格取得研修等) ・就業環境改善(セミナー、相談会、専門家派遣等) ・生産性向上(ドローン操縦技術研修会、ICT施工現場見学会等) ○担い手確保のための普及啓発 建設産業ふれあい展、女性活躍推進セミナー、ICT体験講習会、情報発信・育成方法習得研修会、出前講座等 ○北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会発足(H27.6) ○建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針(R1.12改定) ○ICT活用モデル工事の対象拡大 ・ICT土工:1千m³以上(H30までは1万m³以上) ・ICT舗装(新規):3千m²以上の路盤工 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT活用モデル工事の対象拡大(R3.7月) ・ICT舗装(拡大):3千m²以上の修繕工(切削オーバーレイ) ・対象工事の拡大:漁港工事、漁港海岸工事

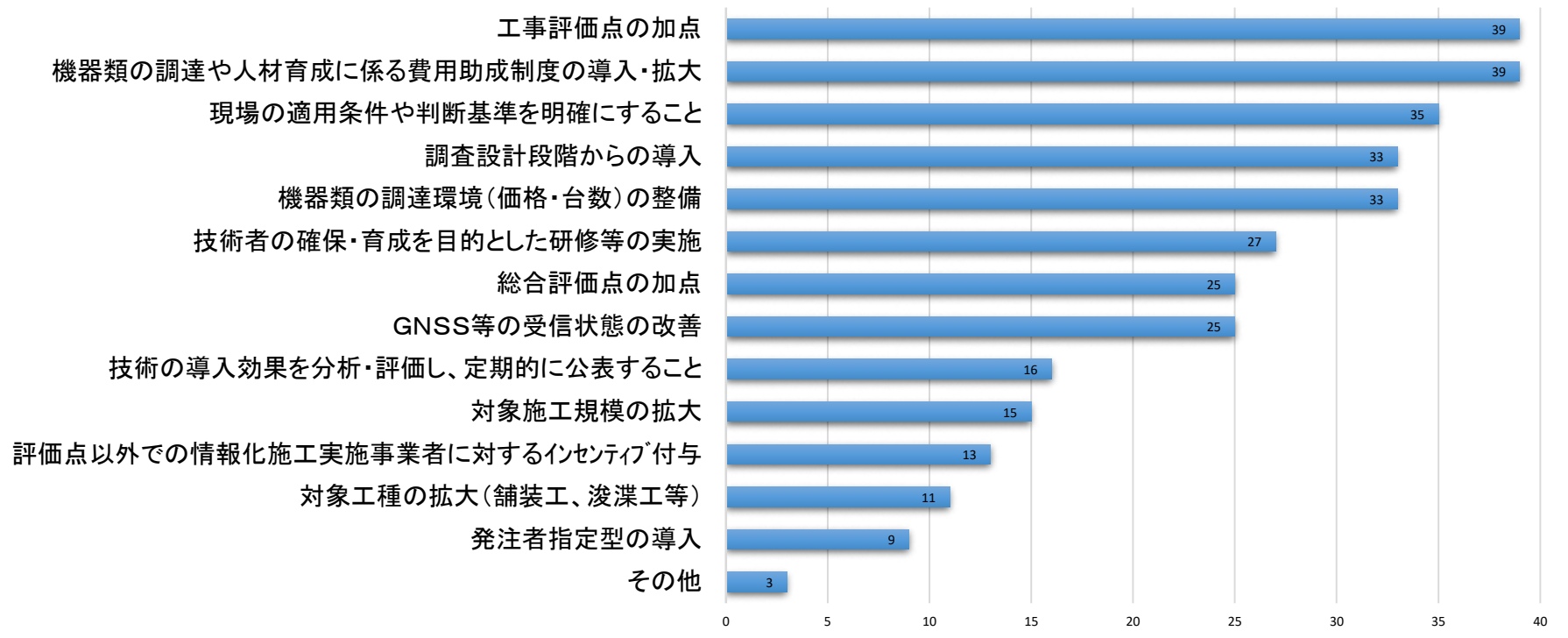
【結果】

- ・ICT活用工事においては、作業効率の向上や情報化施工の人材育成に関するメリットが大きい。また、工事成績の加点や施工品質の向上、安全性の向上にメリットがあると感じている回答も見られた。
- ・ICTの普及に必要なこととして、工事評価の加点のインセンティブのほか、機器調達・人材育成等の費用助成制度の導入・拡大や調査設計プロセスからのICT導入を求める回答が多い。
- ・ほとんどの工事で、ICT活用工事への積極的な取組を考えている、または検討すると回答。
- ・一方で、ICT対応の機器類の調達環境の整備や費用面への対応、ICTの調査設計段階からの導入や部分的活用の要望あり。

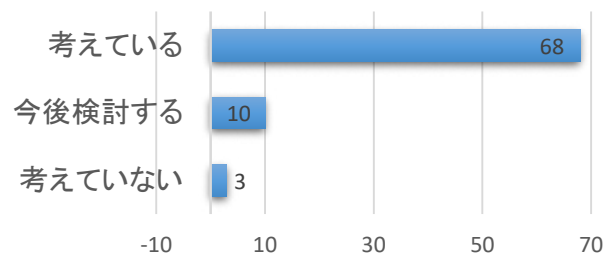
ICT活用工事のメリット(重複回答あり)



ICT普及に必要なこと(重複回答あり)



ICT活用工事の今後の積極的な取組について



受注者意見

- ・施工の実態としては、対象工種以外でも対象の機器を使用して施工を実施するため、工事全体として単価の変更を検討していただきたい。
- ・現場の構造上ICT全てを活用しにくい場合もあると思われるため、ICT活用工事の完全実施ではなく、選択の余地があるとよい。
- ・測量、設計、施工、納品のすべてにおいてICTを導入することが難しい場合、項目ごとに部分的実施においても評価をしてもらえればICTの導入をしやすい。

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ⑨

6 担い手の育成・確保の取組

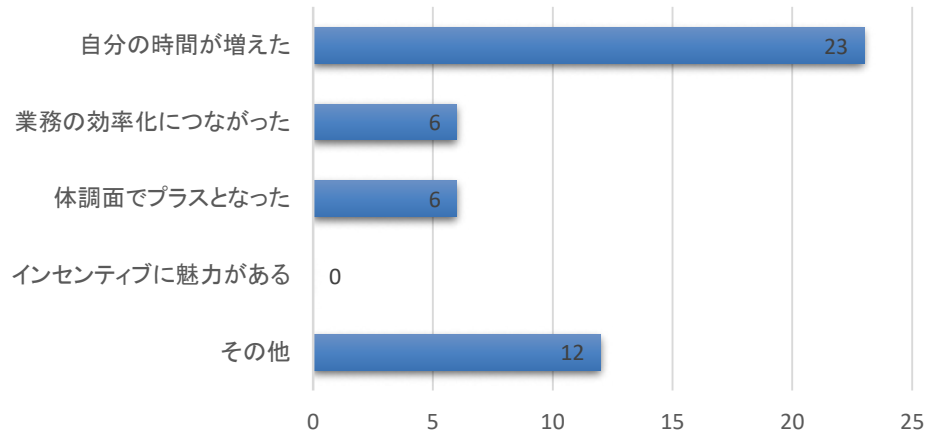
項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R2年度以降の取組
(2)労働環境等の改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・元下請間の関係適正化のための指導の実施 ・賃金・安全衛生等労働環境の改善の指導 ・適切な賃金水準、社会保険等の加入徹底の指導 ・社会保険等未加入業者の下請業者からの排除 ・前金払制度、中間前払・出来高部分払制度等の活用 ・中間前払制度の利用促進、手続きの簡素化等 ・「労働環境改善プロジェクト」の試行 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日モデル工事の実施 (建設部:H30.3～ 施工者希望型) R2:モデル工事 1,986件 → 1,757件実施 ○社会保険等未加入業者の排除 <ul style="list-style-type: none"> ・元請業者からの排除(H27～) ・一次下請業者からの排除(H28～) ・二次以下の下請業者の排除(H30～) ○中間前金払活用実績 (H30:50件、R1:59件、R2:57件) ○労働環境改善プロジェクト (道建設部:H27.8～試行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日モデル工事における補正対象の拡大(R3.8月～) ・必要経費の補正について、従来の労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費に加え、市場単価を新たに追加 ・R3モデル工事発注状況(R3.9月末現在) 1,451件
(3)道の発注体制の強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国等と連携した技術研修、技術交流 ・短期企業研修 ・資格取得意欲の向上 ・発注支援業務の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員研修(H20～) ・短期企業研修(H19～) ・積算資料作成、施工管理等の発注者支援業務の活用 	

令和2年度 週休2日モデル工事 アンケート調査結果 【受注者回答】 ①

【対象】 令和2年度(2020年度)に完成した工事(過年度発注のゼロ区・ゼロ道・補正繰越を含む)

【回答】 201工事(週休2日モデル工事:1,986件、うち取組表明:1,840件、うち週休2日(4週8休)達成:1,757件)

モデル工事を実施して良かった点(重複回答あり)



主な意見

【自分の時間の増】

- ・計画的に休日を確保出来た
- ・家族サービスや子供の部活の応援等ができた

【業務の効率化】

- ・職員の業務意識が高まった。作業員募集確保の条件として効果がある
- ・休日確保のため、平日作業に明確な目標を定めることができたので、現場内一体となって施工できた。

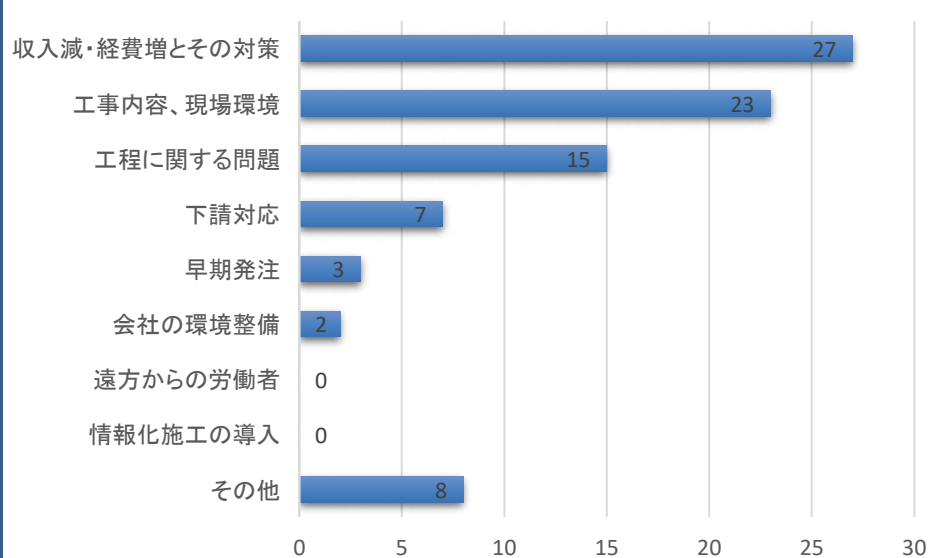
【体調面】

- ・休日が増えた事により、精神・肉体的な負担が軽減した
- ・仕事の疲労が1日と2日では違う

【その他】

- ・市街地での施工であったので近隣住民及び学校等の休みの調和がとれた
- ・建設業のイメージアップになった

課題・問題点(重複回答あり)



主な意見

【収入減】

- ・完全週休2日を実施するには労務単価の引き上げは必須

【工事内容】

- ・工期に余裕があれば調整できるが、冬期を迎えての作業では難しい
- ・現場環境(天候・波浪など)が著しく工期に影響する現場では実施困難

【工程】

- ・発注時期が全般的に集中すれば、労務・資材・機械・外注の調達が困難になり、週休2日制が困難になる可能性がある。
- ・年度末工期工事の場合は工期延伸が出来ないため週休2日を実施出来ない場合がある。

【下請対応】

- ・繁忙期が集中して、重機、外注業者を引っ張ってこれないので分散して発注してほしい

【早期発注】

- ・冬期に工事がかからないように早期発注

【会社の環境整備】

- ・一次下請けや2次下請け会社までの浸透がまだ十分ではない

【その他】

- ・民間工事のみを行っている業者においては導入が難しいと思われるため、業界全体での普及を目指すための呼びかけが必要

意見・要望(重複回答あり)

【週休2日の必要性】

- ・今後建設労働者の確保を考えるとこの制度は不可欠

【適切な工期設定】

- ・工期設定をもっと余裕を持ったものにするべき

【労務単価、経費の増】

- ・週休2日により、労働者の賃金が減少するので、労務単価の引き上げは必須

【工期設定への柔軟な対応】

- ・絶対量が不足している運搬・警備等の業種では4週休8休で稼働日を減らす事に対応できない会社もあり、工期設定の柔軟な対応が必要

【工事発注】

- ・早い時期での発注

【書類の簡素化】

- ・書類の簡素化、共通化が進められているのでどんどん推進して欲しい。

【施行成績における加点】

- ・工事成績点に影響するので週休2日の本格導入を期待します。

【建設業のアピール等】

- ・法的に週2日の休日を確実に取得するようにしなければ、会社判断では難しい

【冬期施工への対応】

- ・自然環境による工期の補正(豪雨豪雪地帯)フレックス制を増

【その他】

- ・業界全体が足並み揃う事が基本
- ・公共工事では週休2日を行えても、民間工事では土曜日施工希望の施主もいるため、週休2日の実施が困難な場合がある

7 市町村への支援

項目	取組の方向性	取組状況等	備考
(1)発注者間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道、市町村で組織する発注者協議会・地方部会の設置、発注者間の情報交換や連絡・調整、課題への対応等各種施策の推進 ・地方部会を活用し、市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用実施のための取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者協議会の設置(H20～) ○14の総合振興局・振興局ごとに地方部会を設置(H27.6～) 	
(2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知、技術的な相談に即応 ・講習会、研修への市町村職員等の参加受け入れ ・工事検査への市町村職員の参加受け入れ ・発注関係事務に関する基準・要領の情報提供 ・積算システム等の標準化、共有化 ・総合評価落札方式の検討への職員の派遣 ・橋梁点検業務の地域一括発注等の活用促進 ・多様な入札契約方式に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共工事の品質確保の相談窓口設置(H17～) ○市町村職員の技術系研修会への受け入れ H29:1,073名、H30:800名、R1:848名、R2:421名 ○市町村職員の工事完成検査への参加(H18～) H28:6名、H29:68名、H30:23名、R1:23名、R2:35名 ○市町村の総合評価の技術審査への道職員の派遣 －これまで、10市町の総合評価へ派遣 ○各種基準・要領等の情報提供 ○積算システムの共有化：道内の140市町村が利用 ○新積算システム(Web版)の運用開始(H28.1～) ○橋梁点検業務の地域一括発注 ・H28:32市町村 H29:66市町村 H30:37市町村、 R1:33市町村、R2:45市町村 ○入札契約制度研修会の実施 	